



報道関係者 各位

令和3年1月27日
全国健康保険協会 愛知支部

▶全国健康保険協会 愛知支部は、
愛知県民の約3人に1人が加入する医療保険者です。

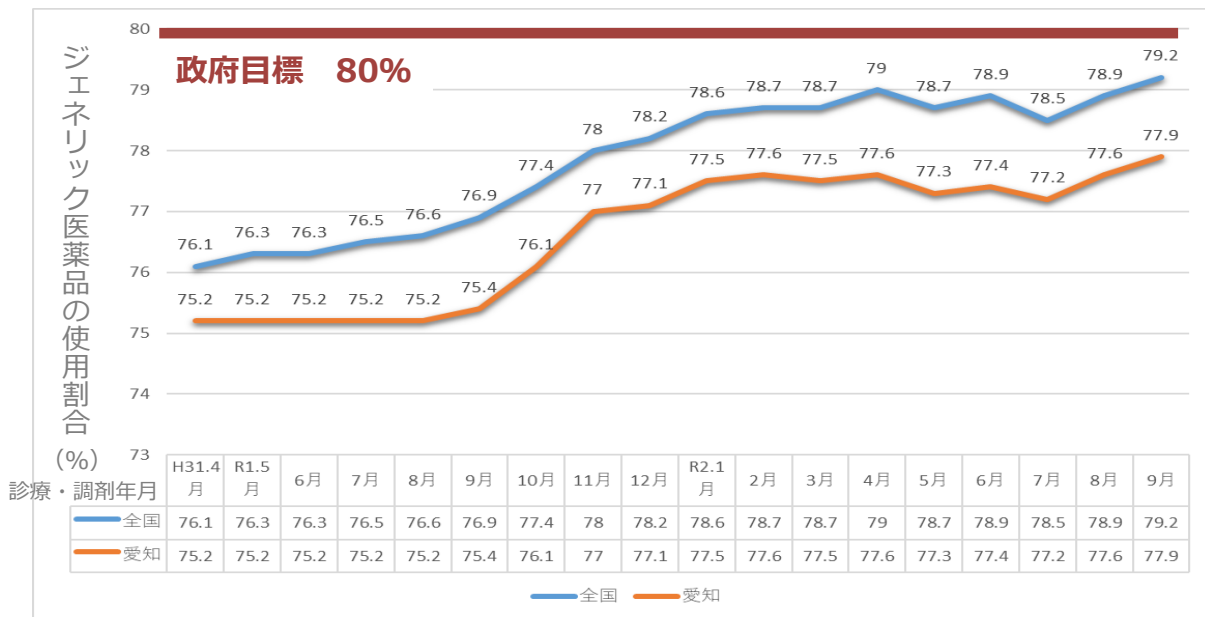
令和2年9月における全国健康保険協会愛知支部の ジェネリック医薬品使用割合のお知らせ

全国健康保険協会愛知支部（以下、「愛知支部」という）では、加入者の自己負担軽減や国民皆保険の維持、および限りある資源で必要な医療を確保するために、ジェネリック医薬品の使用促進の取り組みを実施しています。愛知支部の令和2年9月診療・調剤分のジェネリック医薬品使用割合は77.9%となり、平成29年6月に閣議決定された「令和2年9月までに使用割合80%」の目標を下回る結果となりました。

愛知支部では、令和3年2月にジェネリック医薬品軽減額通知サービス（裏面参照）を実施し、引き続きジェネリック医薬品の使用促進に努めてまいります。

1 愛知支部のジェネリック医薬品使用割合の推移

令和2年9月診療・調剤分における全都道府県支部計は79.2%、愛知支部は77.9%となりました。



注1. 協会けんぽ（一般分）の医科、DPC、歯科、調剤レセプトについて集計したものである。（ただし、電子レセプトに限る。）
 なお、DPCレセプトについては、直接の診療報酬請求の対象としていないコーディングデータを集計対象としている。
 注2. 「数量」は、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えたものをいう。
 注3. [後発医薬品の数量] / ([後発医薬品のある先発医薬品の数量] + [後発医薬品の数量]) で算出している。
 医薬品の区分は、厚生労働省「各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報」による。
 注4. 加入者が適用されている事業所所在地の都道府県毎に集計したものである。

2 今後の愛知支部の取り組みについて
～ジェネリック医薬品軽減額通知サービス～

全国健康保険協会では、加入者向けの取り組みとして、15歳以上の方で一定額以上お安くなる方を対象に、処方された新薬（先発医薬品）をジェネリック医薬品に切り替えた場合のお薬代の軽減可能額をご本人に通知するお知らせ<ジェネリック医薬品軽減額通知>を令和3年2月にお送りします。

ジェネリック医薬品への切り替えを希望される場合は、届いたお知らせを持参して医師・薬剤師にご相談いただく内容となっています。

このサービスは全都道府県支部にて平成21年度から実施しており、愛知支部においては、お送りした方の約3割がジェネリック医薬品に切り替えました（令和元年度実績）。

愛知支部は、今後ともジェネリック医薬品の使用割合向上の促進に努めてまいります。

<参考1：ジェネリック医薬品軽減額通知見本>

見本 お問合せ番号: XXX-XXX-XXXX

ジェネリック医薬品をお使いいただく
あなたの薬代を減らすことができます

1 平成31年 4月 に処方されたお薬のうち、以下の医薬品をジェネリック医薬品に変更した場合

| 処方年月/薬名 | お薬名 | お薬代 (2割負担) |
|---------|-----------------------|------------|
| 胃腸薬 | 〇〇〇〇錠10 10mg | 5,690 |
| | 〇〇〇〇〇点眼液 (0.1%) | 1,650 |
| 生薬抽出 | 〇〇〇〇〇テープ100mg | 870 |
| | 〇〇〇〇〇テープ40mg | 2,490 |
| | 〇〇〇〇〇テープ20mg 7cm×10cm | 1,230 |

2 お薬代の軽減可能額 5,350 円～

3 ジェネリック医薬品に変更することで軽減できるお薬代

| |
|--------|
| 2,710～ |
| 1,130～ |
| 260～ |
| 820～ |
| 480～ |

4 合計 12,130

5 この「お知らせ」は、ジェネリック医薬品への変更を通知した日からの有効としてお送りしているものであり、必ずしもジェネリック医薬品に切り替えなければ有効な期間が異なります。

注意事項 必ずお読みください。

- 処方されたお薬によって複数のジェネリック医薬品が存在するため、この「お知らせ」に記載している金額と実向き金銭が異なります。この「お知らせ」に記載された金額は目安としてご利用ください。
- 軽減はお薬代のみを対象としており、実際に医療機関や薬局へお支払になる金額には、お薬代以外の診療や薬剤等に要する費用が追加されています。
- この「お知らせ」は薬剤情報、薬品からの請求データに基づいて作成しています。軽減できる金額の間違いも御座る場合がございます。多くのお薬を処方されている場合、記載しきれないこともあります。
- ジェネリック医薬品に変更するためには原簿情報が必要となり、処方せんが必要となります。
- お薬代を減らす際、1錠1錠が異なる場合や、併用しているお薬によっては、ジェネリック医薬品に変更できないお薬があります。また、全ての処方箋においてジェネリック医薬品が存在するわけではございません。

1 処方年月
この月に処方されたお薬で、軽減可能額の試算を行っています。

2 お薬代の軽減可能額
ジェネリック医薬品に変更することで軽減できる1か月のお薬代の目安です。
※お薬代以外の診療等に要する費用は含まれていません。

3 お薬名
軽減できるお薬代が高いものを最大で8種類記載しています。

4 お薬代
ジェネリック医薬品に変更する前の1か月のお薬代です。
※お薬代のみを記載していますので、お支払いになった金額とは異なります。

5 注意事項

Q. 具体的なジェネリック医薬品の名前が書いていないのはなぜ?

A. 1つの先発医薬品に対し、複数のジェネリック医薬品が存在する場合があります。そのため、この「お知らせ」には具体的なジェネリック医薬品名を記載していません。具体的なお薬については、かかりつけの医療機関または薬局でご相談ください。

<参考2：ジェネリック医薬品軽減額通知サービスの令和元年度実績>

| | 送付人数 | 切替人数 | 切替率 |
|------|-----------|-----------|-------|
| 愛知支部 | 385,211 | 108,296 | 28.1% |
| 全支部 | 6,566,207 | 1,818,725 | 27.7% |